

(庶ろー15-B)

平成24年11月22日

地方裁判所事務局総務課長 殿

東京、横浜、さいたま、千葉、静岡、
大阪、京都、神戸、名古屋、福井、広島、
福岡、佐賀、長崎、熊本、鹿児島、那覇、
仙台、札幌、松山

家庭裁判所事務局総務課長 殿

横浜、さいたま、千葉、水戸、静岡、
大阪、神戸、大津、岐阜、福井、山口、
鳥取、福岡、佐賀、長崎、鹿児島、
那覇、仙台

最高裁判所事務総局情報政策課課長補佐 池田 誠

期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）等用サーバ機の
更新等について（事務連絡）

標記プログラム、期日進行管理プログラム（家事事件用）及び調停委員出勤管理
プログラム（以下「期日P」という。）用のサーバ機（以下「期日Pサーバ機」と
いう。）の更新等については、11月22日付け当課参事官事務連絡によりお知ら
せしたところですが、同更新等に伴うデータ移行等の作業内容は別紙1のとおりで
すので、よろしくお取り計らいください。

なお、同作業に必要となるプログラム等を格納したCD（以下「サーバ機更新等
作業用CD」という。）を別途送付しますので、対象庁に送付してください。

おつて、別添の調査表につき、貴庁管内の各対象庁分をとりまとめの上、12月
14日（金）までに情報政策課情報処理第一係（[REDACTED]）

までメールで送付してください。

(別紙1)

データ移行作業等について

1 データ移行作業等の対象庁及びスケジュール

別紙2記載のとおり

2 作業内容（以下の(1)～(4)の項目は、別紙2を参照のこと）

(1) 調査表の提出（平成24年12月7日まで）

別添の調査表の記載例を参考に、次の事項を記載した上で提出する。

ア 請負業者及び情報政策課との日程調整等の連絡窓口となる担当者の氏名及び連絡先等

イ 別表1及び3の対象庁については、サーバ機設置作業において必要な情報

(2) サーバ機設置作業（平成25年1月7日から同月25日まで）

期日Pサーバ機の設置作業は請負業者が行う。その準備として対象庁において、次の作業を行う（請負業者が行う当日の作業時間は、概ね3時間程度の予定である。）。

ア 日程調整

請負業者から各対象庁に対して、直接作業予定日（開庁日）の提示があるので、これを受けて日程の調整を行う。

イ 設置場所等の確保

期日Pサーバ機の設置に必要なスペース、LANポート及び電源を確保する。ただし、別表1の対象庁においては、一時的に現行サーバ機及び新サーバ機の両方を設置するため、スペース確保に当たっては、この点について留意すること。

なお、期日Pサーバ機の設置に必要なスペースは次のとおりである。

横幅	約 70cm
奥行き	約 160cm (サーバ機の奥行き 110cm とサーバ機を設置するためにスライド棚を引き出すために必要となるラックの前面約 50cm のスペースの合計)
高さ	約 140cm (ラック設置に必要となる高さ約 100cm 及び液晶ディスプレイの高さ約 40cm の合計)

ウ 設置作業前日の機材の受領

設置作業前に請負業者から機材が送付されるので、これを受領し、設置場所付近で保管する。

(3) データ移行作業（平成25年1月28日から同年2月1日まで）

対象庁において期日Pサーバ機のデータ移行等を行うために必要な作業は、別紙3のとおりである。各作業は、サーバ機更新等作業用CDに格納してあるデータベース移行手順書に記載のとおり、利用している期日P及び後見事件管理プログラムに対応した手順で行う。

なお、財産管理事件管理システムを利用している対象庁については、家庭局より発出される平成24年11月22日付け家庭局第一課専門官事務連絡を参考にデータ移行を行う。

(4) ハードディスク削除作業（平成25年2月4日から同月8日まで）

期日Pサーバ機のハードディスク内に保存されている全てのデータは、情報政策課がリモートで削除する。その準備として対象庁において、次の作業を行う。

ア 別途データの削除作業に関する事務連絡を発出するので、ハードディスク削除作業当日、速やかに作業に取りかかることができるよう、サーバ機更新等作業用CDを用意する。

イ 当課より連絡窓口担当者に電話でリモート接続方法について指示をするの

で、その指示に従ってリモート接続を開始する（各対象庁の担当者が行う作業時間は概ね5分程度であり、その後のハードディスク削除作業は、当課で行う。）。

注意！

作業後は期日Pサーバ機のハードディスク内のデータが全て削除されますので、期日Pサーバ機内に他のデータを保存している場合には、本作業前に必ずデータを待避してください。

(5) サーバ機撤去作業(平成25年2月11日から同月28日まで)

期日 P サーバ機の撤去作業は、請負業者が行う。その準備として対象庁において、次の作業を行う。

ア・日程調整

請負業者から各対象庁に対して、直接作業予定日（開庁日）の提示があるので、これを受けて日程の調整を行う。

イ 撤去作業日までの準備

作業日までに、電源ケーブル、ディスプレイケーブル、LANケーブルを
サーバ機から取り外し、別途各対象庁ごとにお知らせする予定であるリース
物品一覧表記載の各機器を全て取りまとめて、撤去できる状態にしておく。

3 照会先

情報政策課情報処理第一係

電話番号：03-3264-8111（内線□□□）

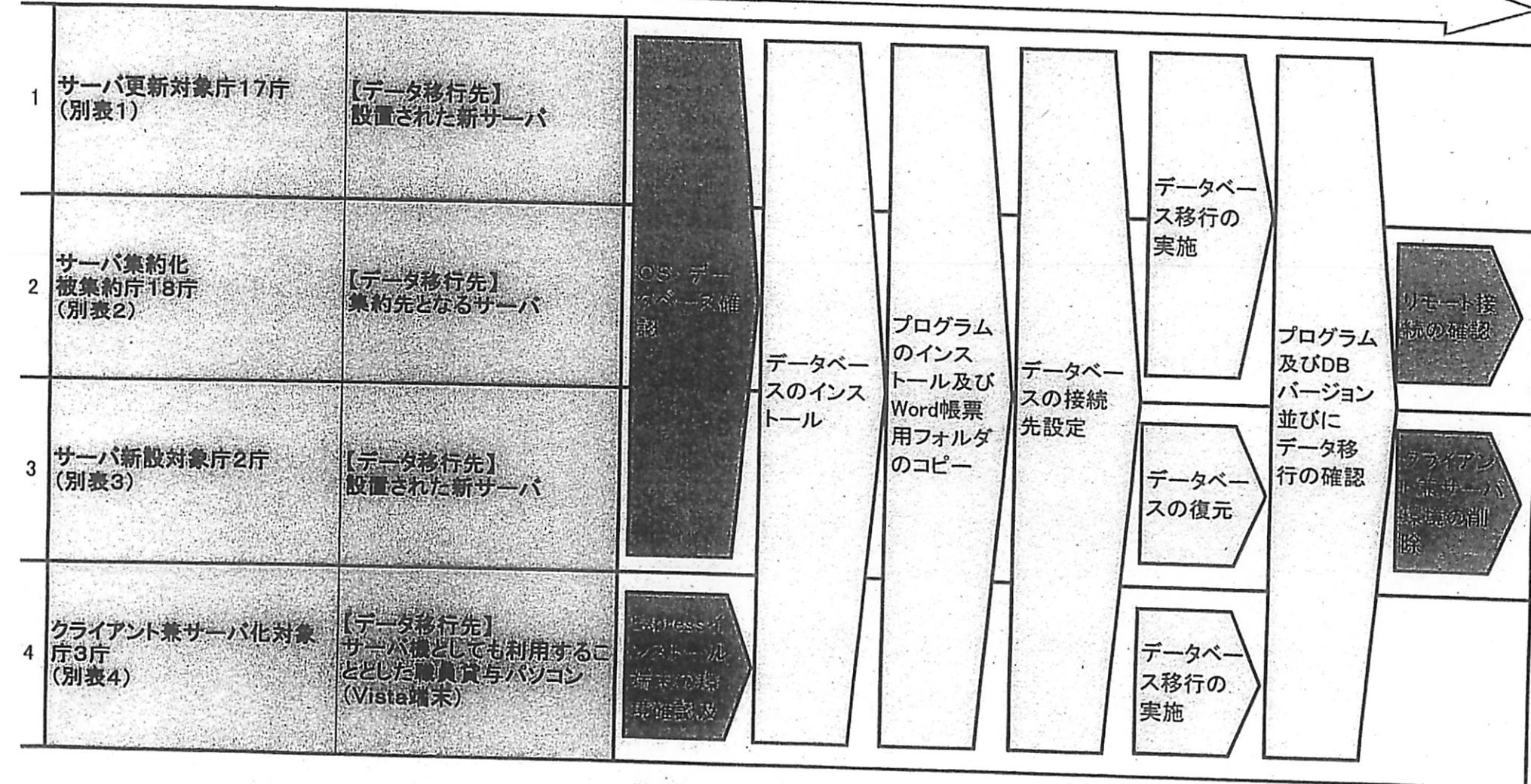
夜間直通：

メールアドレス:

データ移行作業等の対象庁及びスケジュール				
	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	
1 サーバ更新対象庁17庁 (別表1)		サーバ機設置作業 1/7~25	データ移行作業 1/28~2/1	ハードディスク削除作業 2/4~8
2 サーバ集約化 集約先となるサーバ庁18庁 (別表2)				
3 サーバ新設対象庁2庁 (別表3)		サーバ機設置作業 1/7~25	データ移行作業 1/28~2/1	ハードディスク削除作業 2/4~8
4 クライアント兼サーバ化対象 庁3庁 (別表4)			データ移行作業 1/28~2/1	ハードディスク削除作業 2/4~8

データ移行作業について

平成25年1月28日～2月1日



➡ データ移行作業時に1回行うことで足りる作業

➡ データ移行作業で利用する期日P及び後見事件管理プログラムの数に応じて行う作業

(別表1)

サーバ更新対象庁 (17庁)

家庭裁判所

No.	対象庁
1	鳥取家庭裁判所米子支部

簡易裁判所

No.	対象庁
2	東京簡易裁判所(墨田)
3	立川簡易裁判所
4	神奈川簡易裁判所
5	保土ヶ谷簡易裁判所
6	藤沢簡易裁判所
7	大宮簡易裁判所
8	大阪簡易裁判所
9	東大阪簡易裁判所
10	枚方簡易裁判所
11	京都簡易裁判所
12	名古屋簡易裁判所
13	広島簡易裁判所
14	福岡簡易裁判所
15	熊本簡易裁判所
16	札幌簡易裁判所
17	松山簡易裁判所

(別表2)

サーバ集約化（被集約）対象庁（18庁）

家庭裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
1	神戸家庭裁判所伊丹支部
2	福井家庭裁判所
3	佐賀家庭裁判所唐津支部

No.	集約先となるサーバ庁
1	伊丹簡易裁判所
2	福井簡易裁判所
3	唐津簡易裁判所

簡易裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
4	川崎簡易裁判所
5	相模原簡易裁判所
6	横須賀簡易裁判所
7	越谷簡易裁判所
8	松戸簡易裁判所
9	市川簡易裁判所
10	沼津簡易裁判所
11	浜松簡易裁判所
12	堺簡易裁判所
13	小倉簡易裁判所
14	久留米簡易裁判所
15	佐世保簡易裁判所
16	鹿児島簡易裁判所
17	沖縄簡易裁判所
18	仙台簡易裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
4	横浜家庭裁判所川崎支部
5	横浜家庭裁判所相模原支部
6	横浜家庭裁判所横須賀支部
7	さいたま家庭裁判所越谷支部
8	千葉家庭裁判所松戸支部
9	千葉家庭裁判所市川出張所
10	静岡家庭裁判所沼津支部
11	静岡家庭裁判所浜松支部
12	大阪家庭裁判所堺支部
13	福岡家庭裁判所小倉支部
14	福岡家庭裁判所久留米支部
15	長崎家庭裁判所佐世保支部
16	鹿児島家庭裁判所
17	那覇家庭裁判所沖縄支部
18	仙台家庭裁判所

（注）

- 1 集約先となるサーバ庁においては、集約化に伴うデータ移行に関する作業は発生しない。
- 2 集約後、対象庁（被集約庁）のデータは集約先となるサーバ庁へ移行する必要がある（移行は対象庁（被集約庁）が行う。）。
- 3 集約後の対象庁（被集約庁）のデータのバックアップは対象庁（被集約庁）がリモートにて行うことを予定している。

(別表3)

サーバ新設対象庁 (2府)

家庭裁判所のみ

No.	対象庁
1	大津家庭裁判所彦根支部
2	岐阜家庭裁判所大垣支部

(別表4)

クライアント兼サーバ化対象庁 (3庁)

家庭裁判所

No.	対象 庁
1	水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部
2	山口家庭裁判所岩国支部

簡易裁判所

No.	対象 庁
3	吹田簡易裁判所

(別添) 調査表

記載欄は、管内の対象庁の数だけ適宜追加してください。

(記載欄)

裁判所名	郵便番号	住所	電話番号	担当部署名	担当者名	担当者連絡先 (内線又は直通電話)						
				(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)						
				(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)						
				(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)	(設置部署) (会計)						

この欄は、サーバ設置作業を行う別表1及び3の対象庁のみ記載してください。

(記載例)

裁判所名	郵便番号	住所	電話番号	担当部署名	担当者名	担当者連絡先 (内線又は直通電話)						
●●簡易裁判所	000-0000	●●県●●市●●町○丁目○番○号	000-000-0000	(設置部署)書記官室 (会計)庶務課	(設置部署)●山●男 (会計)●田●子	(設置部署)内線○○○○ (会計)直通○○-○○○-○○○	書記官室	■■■■■	xxxx.xxxx.xxxx	xxxx.xx.2	■■■■■	

各担当者は、日程調整や連絡等の窓口となります。

平成17年6月24日当課参事官事務連絡「コンピュータ名等の命名の取扱いについて」に基づいて、
■■■■■ + ■■■■■ + ■■■■■の■■文字の組み合わせにより設定してください。

平成17年6月24日当課参事官事務連絡「コンピュータ名等の命名の取扱いについて」に基づいて、
■■■■■ + ■■■■■ + ■■■■■の■■文字の組み合わせにより設定してください。

IPアドレス及びデフォルトゲートウェイは、平成17年6月20日付け当課参事官事務連絡「IPアドレスの管理及び設定方法について」を参考に、現行のサーバ機と異なるIPアドレスを設定してください。必ず事前に重複の有無を確認してください。

※コンピュータ名・IPアドレスの設定の変更には、ソフトウェアの再インストールが必要となるため、設置作業当日に設定を変更することはできません。